

各位

会社名：ノーリツ鋼機株式会社
代表者：代表取締役社長 CEO 西本 博嗣
(コード番号 7744 東証第1部)
問い合わせ先：COO室長 山元 雄太
(TEL 03-3505-5053)

定款の一部変更に関するお知らせ
「目的の追加」「本店所在地の変更」「監査等委員会設置会社への移行」

当社は、本日開催の取締役会において、下記の通り「定款一部変更の件」を平成27年6月29日開催予定の当社第60期定時株主総会に付議することを決議しましたので、お知らせいたします。

1. 定款変更の内容と目的

① 目的の追加

業容拡大のため、事業目的を追加するものであります。

② 本店所在地の変更

現在、東京（港区）・和歌山（和歌山県和歌山市：本店）の2本社制を採っておりますが、事業の多角化に伴い、より効率的かつ機動的なグループ経営体制を整えるため、本社機能をグループ会社が多く所在する東京に集約することとし、それに伴い、本店所在地も和歌山県和歌山市から東京都港区に変更するものであります。

③ 監査等委員会設置会社への移行

コーポレートガバナンスの一層の強化の観点から、取締役会の監督機能を強化し、経営の透明性と機動性の両立を実現することを目的として、監査等委員会設置会社に移行するものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙の通りであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成27年6月29日（月）（予定）
定款変更の効力発生日	平成27年6月29日（月）（予定）

4. その他

平成28年3月期の業績に与える影響は軽微です。

以上

【別紙】

定款変更の内容（新旧対照表）

（下線は変更部分を示します。）

現行	変更案
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条（条文省略）</p> <p>（目的）</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1 以下の事業を営むこと、並びに以下の事業を営む会社及びこれに相当する事業を営む外国会社の株式又は持分を保有することにより、当該会社の事業活動を支配及び管理すること。</p> <p>（1）～（53）（条文省略）</p> <p style="text-align: center;">（新設）</p> <p style="text-align: center;">（新設）</p> <p>（54）前各号に附帯関連する一切の業務</p> <p>2（条文省略）</p> <p>（本店の所在地）</p> <p>第3条 会社は、本店を<u>和歌山市</u>に置く。</p> <p>（機関）</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>（1）取締役会</p> <p>（2）<u>監査役</u></p> <p><u>（3）監査役会</u></p> <p><u>（4）会計監査人</u></p> <p>第5条（条文省略）</p> <p style="text-align: center;">第2章 株式</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条（現行どおり）</p> <p>（目的）</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1 以下の事業を営むこと、並びに以下の事業を営む会社及びこれに相当する事業を営む外国会社の株式又は持分を保有することにより、当該会社の事業活動を支配及び管理すること。</p> <p>（1）～（53）（現行どおり）</p> <p><u>（54）筆記具、文房具及び事務用品並びにその部品及び材料の製造加工販売、研究開発及び技術コンサルティングサービスの提供</u></p> <p><u>（55）フェルト、合成繊維、プラスチック及び金属を素材とした加工製品の製造販売</u></p> <p>（56）前各号に附帯関連する一切の業務</p> <p>2（現行どおり）</p> <p>（本店の所在地）</p> <p>第3条 当社は、本店を<u>東京都港区</u>に置く。</p> <p>（機関）</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>（1）取締役会</p> <p>（2）<u>監査等委員会</u></p> <p style="text-align: center;">（削除）</p> <p><u>（3）会計監査人</u></p> <p>第5条（現行どおり）</p> <p style="text-align: center;">第2章 株式</p>

<p>第6条～第11条（条文省略） 第3章 株主総会</p> <p>第12条～第17条（条文省略） 第4章 取締役及び取締役会</p> <p>（選任方法） 第18条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2 （条文省略） 3 （条文省略）</p> <p>（員数） 第19条 当社の取締役は、<u>9</u>名以内とする。</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（任期） 第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>	<p>第6条～第11条（現行どおり） 第3章 株主総会</p> <p>第12条～第17条（現行どおり） 第4章 取締役及び取締役会</p> <p>（選任方法） 第18条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u></p> <p>2 （現行どおり） 3 （現行どおり）</p> <p>（員数） 第19条 当社の取締役<u>（監査等委員であるものを除く。）</u>は、<u>5</u>名以内とする。 2 <u>当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u></p> <p><u>（補欠の監査等委員である取締役の予選の効力）</u> 第20条 <u>補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、当該選任のあった株主総会后2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>（任期） 第21条 取締役<u>（監査等委員であるものを除く。）</u>の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2 <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> 3 <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員であ</u></p>
--	--

<p>第 21 条～第 22 条（条文省略）</p> <p>（取締役会の招集通知）</p> <p>第 23 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>（取締役会の決議の省略）</p> <p>第 24 条 当社は、取締役全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u></p> <p>（新設）</p> <p>第 25 条（条文省略）</p> <p>（報酬等）</p> <p>第 26 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p><u>る取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>第 22 条～第 23 条（現行どおり）</p> <p>（取締役会の招集通知）</p> <p>第 24 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>（取締役会の決議の省略）</p> <p>第 25 条 当社は、取締役全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p><u>（重要な業務執行の決定の委任）</u></p> <p><u>第 26 条 取締役会は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、その決議によって重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>第 27 条（現行どおり）</p> <p>（報酬等）</p> <p>第 28 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p>
---	---

<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第 27 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>社外取締役</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、100 万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p> <p style="text-align: center;"><u>第 5 章 監査役及び監査役会</u></p> <p><u>(選任方法)</u></p> <p>第 28 条 監査役は、株主総会において選任する。</p> <p>2 <u>監査役</u>の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主</u>が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p><u>(員数)</u></p> <p>第 29 条 当社の監査役は、4 名以内とする。</p> <p><u>(任期)</u></p> <p>第 30 条 <u>監査役</u>の任期は、<u>選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>2 <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p><u>(常勤の監査役)</u></p> <p>第 31 条 監査役会は、その決議によって常勤の</p>	<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第 29 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、100 万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p>
--	--

<p><u>監査役を選定する。</u></p> <p><u>(監査役会の招集通知)</u></p> <p><u>第 32 条 監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p> <p><u>(監査役会規程)</u></p> <p><u>第 33 条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p> <p><u>(報酬等)</u></p> <p><u>第 34 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p><u>(監査役の責任免除)</u></p> <p><u>第 35 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p><u>2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、100 万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>第 5 章 監査等委員会</p> <p><u>(常勤の監査等委員)</u></p> <p>第 30 条 監査等委員会は、その決議によって常</p>
---	--

<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第6章 計算</p> <p>第36条～第39条 (条文省略)</p> <p>附則</p> <p><u>この定款は、平成25年6月27日より施行する。</u></p> <p>(新設)</p>	<p><u>勤の監査等委員を選定することができる。</u></p> <p><u>(監査等委員会の招集通知)</u></p> <p><u>第31条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>2 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p> <p><u>(監査等委員会規程)</u></p> <p><u>第32条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p> <p>第6章 計算</p> <p>第33条～第36条 (現行どおり)</p> <p>附則</p> <p>(削除)</p> <p><u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u></p> <p><u>第1条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、第60期定時株主総会終結前の行為に関する監査役(監査役であった者を含む。)の任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p>
---	--

以上